

事前評価調書

I 事業概要							
事業名	通常砂防事業						
地区名	宮川第6支川						
事業箇所	新城市作手保永						
事業のあらまし	第6支川は、愛知県の新城市作手保永に位置する土石流危険渓流である。流域の地質は花崗岩からなり、荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがある。このため、通常砂防事業にて土石流対策を行うものである。						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人家5戸、国道301号、県道作手保永海老線、市道を土砂災害から保護する。 <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 						
事業費	事業費	内訳					
	2.4億円	□工事費 2億円、□用補費 0.1億円、□その他 0.3億円					
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成28年度	完成予定年度	平成31年度	
事業内容	砂防堰堤工 1基						
II 評価							
①事業の必要性	1) 必要性	流域は荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際に甚大な被害が発生する恐れがあるため、土石流対策を行い、保全対象を保護する必要がある。					
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。				
		【理由】 土石流から保全対象を保護する必要があるため。					
②事業の実効性	1) 事業計画	工種区分	H27	H28	H29	H30	
			調査・設計	↔	↔		
			用地補償	↔	↔		
			工事		↔	↔	
2) 地元の合意形成	・堰堤工		↔	↔			
	・渓流保全工			↔	↔		
	事業費（億円）	2.4					
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。					
	【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。						
III 対応方針							
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容							
■対象（事業完了後5年目）	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外						
【主な評価内容】	<ul style="list-style-type: none"> 砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。 						